

## 住居確保給付金とは

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給することにより、住宅及び就労支援員による就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

37,000円（単身世帯） 44,000円（2人世帯） 48,000円（3人～5人世帯）

\*初期費用・共益費・管理費・駐車場代等は対象外です。

支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：不動産媒介業者等へ代理納付

## 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請日において、65歳未満であって、かつ、離職等の日から2年以内である
- ② 離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ③ ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ④ 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
- ⑤ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付を含む）。

世帯人数	基準額（万円）	家賃上限（万円）	収入基準額（万円）
1人	8.1	3.7	11.8
2人	12.3	4.4	16.7
3人	15.7	4.8	20.5
4人	19.4	4.8	24.2
5人	23.2	4.8	28.0

- ⑥ 申請日において、申請者及び申請者と生活をつにしている同居の親族の預貯金の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産（万円）
1人	48.6万円
2人	73.8万円
3人	94.2万円
4人	100.0万円
5人	100.0万円

- ⑦ 国の雇用施策による貸付（職業訓練受講給付金）及び地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない